

知的障害領域で期待される成年後見制度のあり方について

令和7年5月27日

第20回法制審議会民法（成年後見等関係）部会資料
（一社）全国手をつなぐ育成会連合会

本資料は、部会における議論の状況を踏まえ、現時点で知的障害領域において期待される成年後見制度のあり方をまとめたものです。
表記は「後見」で統一します。また、部会の議論対象ではない取組みも含まれますので、ご容赦ください。

1 知的障害領域における成年後見制度利用に向けた課題

すでに繰り返し提示していますが、現行の成年後見制度に関する主な課題は次の6点となります。

- （1）制度の周知不足で利用を控えているわけではない
- （2）一度使うと本人の死亡まで止めることができない
- （3）原則として被後見人側から後見人等の変更ができない
- （4）多くの知的障害者が障害等級に関係なく後見類型で決定されており、法的能力の否定がもたらす権利侵害を回復できない
- （4）財産管理に重きが置かれ、身上保護が十分とはいえない
- （5）月々の後見人報酬が年金収入に対して高額で、長期にわたって支払えない

2 期待される成年後見制度のあり方

知的障害領域で期待される成年後見制度のあり方は、次のとおりです。

2-1 利用類型

- （1）従来の「終身利用」に加え、いわゆる「スポット利用」も制度化する
- （2）「終身利用」と「スポット利用」は選択性が望ましいが、難しい場合は家庭裁判所が本人の状態などを踏まえて適切に判断する

- (3) 「終身利用」と「スポット利用」は必要に応じて切替可能とする
- (4) 現行の成年後見制度利用者についても、新制度の施行後に家庭裁判所へ変更を申し立て、必要性が認められれば切替可能とする

2-2 後見人

- (1) 「スポット利用」における後見人については、事案によって適任と思われる者を家庭裁判所がその都度で指名する
- (2) 「終身利用」の場合には、濫用は認めないことを前提に、被後見人側からの申立てにより後見人の変更を可能とする

2-3 後見人不在時の対応

- (1) スポット利用の対象者が後見人不在となっている期間の日常的な金銭管理や福祉サービスの契約代理などは、権限を特定した代理人（以下「権限特定代理人」という。）制度を創設する
- (2) 権限特定代理人は、スポット利用を決定する際に合わせて家庭裁判所が指名する
- (3) 親族や法人も権限特定代理人に指名できる仕組みとする
- (4) 権限特定代理人には年1回の家庭裁判所報告を義務付けるほか、地域連携ネットワークにも活動報告する
- (5) 日常生活自立支援事業や、地域独自の権利擁護事業に従事する者も権限特定代理人となることができるようにする

2-4 報酬

- (1) 後見人報酬については、終身利用とスポット利用で考え方を分ける
- (2) 終身利用の場合は現行水準を維持する
- (3) スポット利用の場合は活動内容によって設定し、少なくとも現行水準よりは引き上げる
- (4) 成年後見制度利用支援事業については、スポット利用の場合について、所得要件を現行の生活保護水準から非課税水準まで拡大する
- (5) 権限特定代理人の報酬については、権限行使の範囲が限定的になることを踏まえた設定とする

2-5 始期と終期

- (1) 初回利用の始期は、従来どおりの親族または首長による申立てにより手続きが開始される仕組みとする
- (2) スポット利用の2回目以降の始期は権限特定代理人または親族もしくは

首長による申立てにより手続きが開始される仕組みとする
(3) スポット利用の終期については、後見人から「後見活動完了届（仮称）」
の提出を受け、家庭裁判所が終了可否を判断する仕組みとする

以 上

【事務担当】

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 事務局 東京事務所（担当：又村）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-17-6 第三和幸ビル 2F-C

TEL：03-5358-9274 FAX：03-5358-9275 E-mail：info@zen-iku.jp